

## 工事協定書（例）

横浜市〇〇区〇〇町〇〇番地に建築予定の仮称〇〇〇〇ビルについて、関係住民（代表者〇〇〇〇以下「甲」という）と建築主〇〇〇〇（以下「乙」という）及び施工者〇〇〇〇（以下「丙」という）とは、次のとおり協定する。

### （建築物）

第1条 建築物の構造及び規模は次のとおりとする。

構 造 〇〇造

規 模 地上〇階、地下〇階、高さ〇〇m、建築面積〇〇m<sup>2</sup>、建築延べ面積〇〇m<sup>2</sup>

用 途 ○ ○

### （建築工事）

第2条 乙及び丙は、建築工事中次の事項を遵守し作業を行う。

- 1 杭打工事については、アースドリル工法等を採用し、その他の作業についても、騒音・振動が最小限となるような機械を使用する。
- 2 資材等の取扱いにより発生する騒音・振動が最小限となるよう、作業の管理を行う。
- 3 土砂の掘削等によって、地盤沈下及び家屋・塀等に亀裂や損傷が生じないよう細心の注意をもって行う。
- 4 工事中の安全を確保するため、防護網・養生シート・落下物防止板等の設置を行う。
- 5 工事車両の通行により道路を汚損しないよう十分配慮するとともに、万一汚損した場合は、その都度速やかに処置する。
- 6 工事作業員と関係住民とトラブルが起きないよう十分指導・監督する。
- 7 工事用車両の出入等に際しては、誘導員を置き通行する人の安全を確保する。

### （作業時間等）

第3条 乙及び丙の行う作業時間等は、次のとおりとする。

- 1 作業時間は〇時から〇〇時までとする。ただし、内装等の静作業については〇〇時までとする。
- 2 日曜日・祝祭日は作業を行わない。ただし、躯体工事完了後において行う内装等の静作業はこの限りではない。
- 3 やむを得ず前2項の作業時間、作業日及び作業内容を変更する必要がある場合は、事前に甲に説明をしなければならない。
- 4 作業計画の通知・変更及び苦情処理等を行うため現場に責任者を置き、その職・氏名・電話番号を甲に通知する。責任者に変更があった場合は、その都度通知する。

(電波障害対策)

第4条 本建築物によって、テレビの電波障害が予測される場合は、事前に調査し、建物完成後に障害が認められる場合は、乙の負担において共聴アンテナを設置するなど必要な措置を講ずる。

また、工事期間中に障害が生じた場合も同様とする。

(風　害)

第5条 本建築物に起因して風害が生じた場合は、甲・乙協議の上、誠意をもって解決を図る。

(修復または損害賠償)

第6条 本建築工事に起因して、甲の家屋及び付属設備等に損傷が生じた場合には、乙及び丙の責任において補修または損害賠償を行う。

2 乙及び丙は、工事着工前に甲の立会いのもとに甲の家屋の現状を調査し、必要箇所の写真を撮影し、両者がおののその写真を保管する。

(ガス・上下水道対策)

第7条 本建築工事に起因して、ガス・上下水道に損傷が生じた場合、乙及び丙は、原状回復の措置を講ずる。

(その他)

第8条 甲、乙及び丙は、本協定に定める事項について信義に従い誠実にこれを履行するものとし、いやしくも権利の濫用にわたってはならない。

2 本協定に定める事項について疑義または本協定に定めのない事項に問題が生じた場合は、甲、乙及び丙は、良識と互譲の精神に則り解決を図る。

甲、乙及び丙は、この協定の締結を証するために本書〇通作成し、おののが署名捺印の上、各1通を保管する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 住 所

氏 名

印

(乙) 住 所

氏 名

印

(丙) 住 所

氏 名

印